

編 規 例

目 次

○ 八幡平市防災会議条例	301
○ 八幡平市災害対策本部条例	302
○ 八幡平市災害対策本部規程	303
○ 八幡平市災害警戒本部設置要領	306
○ 八幡平市防災行政用無線局管理運用規程	308
○ 八幡平市火入れに関する条例	319
○ 八幡平市給水車使用規程	324

○ 八幡平市防災会議条例

平成 17 年 9 月 1 日 条例第 169 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、八幡平市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八幡平市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 八幡平市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の規定に基づく水防計画の策定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員及び委員の定数は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 4 人以内
 - (2) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令の指名する者うちから市長が任命する者 1 人
 - (3) 岩手県の知事部内の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
 - (4) 岩手県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 9 人以内
 - (6) 教育長及び教育委員会の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
 - (7) 盛岡地区広域消防組合消防本部消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 7 人以内
 - (9) その他市長が任命する者 7 人以内
- 6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者うちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 16 日条例第 4 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 八幡平市災害対策本部条例

平成 17 年 9 月 1 日 条例第 170 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、八幡平市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

2 現地災害対策本部長は、本部長が任命する。

3 現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員は、現地災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 八幡平市災害対策本部規程

平成 24 年 2 月 13 日 訓令第 1 号

八幡平市災害対策本部規程（平成 17 年八幡平市訓令第 47 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、八幡平市災害対策本部条例（平成 17 年八幡平市条例第 170 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、八幡平市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）には市長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）には副市長及び教育長をもって充てる。

2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ定める順序により、副本部長がその職務を代理する。

（災害対策本部員）

第 3 条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる職の者をもって充てる。

- (1) 防災安全課長
- (2) 地域振興課長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 建設課長
- (5) 西根総合支所長
- (6) 安代総合支所長
- (7) 西根病院事務局長
- (8) 会計管理者
- (9) 議会事務局長
- (10) 教育委員会事務局教育総務課長
- (11) 八幡平市消防団長

（本部会議）

第 4 条 本部長は、災害予防及び災害応急対策等の防災活動を的確かつ迅速に実施するに当たっての基本方針の協議並びに各部において実施する活動の調整を図るため、必要に応じて本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指定する関係機関の長又は代理者をもって構成する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する以外の者の出席を求めることができる。

（部の設置）

第 5 条 本部に、別表に掲げる部を置く。

2 前項の規定により置かれる部に部長及び副部長を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 本部に本部連絡員を置き、前条第2項に規定する部長が部内の職員のうちから指名する。
2 本部連絡員は、部長の指示により部内各課へ伝達に当たるほか、部内の情報収集の事務を担当する。

(部及び課の分掌)

第7条 部を構成する組織及び組織の分掌事務は、八幡平市地域防災計画に定める。
2 部を組織する課長等は、上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。

(部の運営)

第8条 この規程及び八幡平市地域防災計画に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部長が別に定める。

(配備体制)

第9条 本部長は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、地域防災計画に定める設置基準により、当該各号に定める配備体制を指令する。
2 配備体制が職員の退庁後に指令された場合は、各部長は、必要な職員を非常招集し、災害応急対策業務に従事させることができる。
3 本部長は、事態の推移に応じて、指令した配備体制を切り替え又は解除する。

(警戒配備体制下の活動)

第10条 警戒配備体制においては、情報の収集、伝達及び広報活動を行うほか、必要に応じ応急措置を講ずるものとし、その活動の要領は、おおむね次のとおりとする。
(1) 各部長は、直ちに警戒配備に従事する職員を指名のうえ動員し、必要な災害応急対策に従事させるとともに、情勢により必要なその他の部内職員を待機させる。
(2) 各部長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、その内容を本部長に報告する。この場合において、応急措置を必要とするものについては、その旨及びその内容を併せて報告し、速やかにその措置を講ずる。
(3) 本部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情勢に対応する措置を検討する。
(4) 各部長は、予想される災害に対応し必要と認められる物資、機械、器材等を点検整備し、直ちに被災地区に配備し得るように措置する。

(1号非常配備体制下の活動)

第11条 1号非常配備体制においては、必要な災害応急対策を講ずるものとし、その活動の要領は、おおむね次のとおりとする。
(1) 部長があらかじめ指名する職員は、直ちに本部に出向し、所掌事務に従事する。
(2) 本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、状況に対応する応急措置を講ずる。
(3) 各部長は、事態の推移に対処して必要な現場作業班を編成し、本部長の命令により直ちに派遣する。
(4) 副本部長は、適時、報道機関に情報その他必要な事項を発表し、かつその他の広報活動を行う。
(5) 各部長は、災害応急対策業務に全力を集中し、その活動状況を本部長に報告する。

(2号非常配備体制下の活動)

第12条 2号非常配備体制においては、本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講ずるものとする。

(標識)

第 13 条 本部の職員が災害応急対策業務に従事するとき及び災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等において別段の定めがある場合のほか、腕章を付けるとともに、標識を当該自動車に掲げるものとする。

(災害対策本部の廃止)

第 14 条 本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認められ、本部の存続の必要がないと認めるときは、これを廃止する。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 24 年 2 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 26 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 6 日訓令第 12 号)

この訓令は、八幡平市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例(平成 23 年八幡平市条例第 19 号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

部 名	部長に充てる職	副部長に充てる職
総務部	防災安全課長	総務課長
福祉部	地域福祉課長	市民課長
産業部	建設課長	農林課長
西根担当部	西根総合支所長	西根総合支所長補佐
松尾担当部	地域振興課長	地域振興課長補佐
安代担当部	安代総合支所長	安代総合支所長補佐
医療部	西根病院事務局長	安代診療所事務局長
会計部	会計管理者	会計課長
教育部	教育委員会事務局教育総務課長	教育委員会事務局教育指導課長
支援部	議会事務局長	農業委員会事務局長
消防・水防部	消防団長	消防団本部長

※ 部長に充てる職にある者が、副部長に充てる職を兼ねている場合にあつては、副部長には、部長が指名する者をもって充てる。

○ 八幡平市災害警戒本部設置要領

平成 24 年 2 月 13 日 訓令第 2 号

八幡平市災害警戒本部設置要領（平成 17 年八幡平市訓令第 48 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、八幡平市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置基準）

第 2 条 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内に気象警報又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) 市内に震度 4 以上の地震が発生したとき。
- (3) 岩手山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル 3 又は八幡平に噴火警報（火口周辺）のうち入山危険が発表されたとき。
- (4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合で防災安全課長が必要と認めるとき。
- (5) 県から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等の発生に関する通知があったとき。
- (6) その他、防災安全課長が必要と認めるとき。

（所掌事項）

第 3 条 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象予報・警報等の受領に関すること。
- (2) 火山異常現象の情報収集に関すること。
- (3) 気象及び河川の水位等情報収集に関すること。
- (4) 被害の発生状況の把握に関すること。
- (5) 関係機関への伝達及び市民への周知に関すること。
- (6) その他情報収集等に関し必要な事項

（組織）

第 4 条 災害警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部職員をもって組織する。

2 警戒本部長は防災安全課長を、警戒副本部長は地域振興課長、農林課長、建設課長、上下水道課長、西根総合支所長、安代総合支所長及び教育総務課長をもって充て、警戒本部職員は、市の職員のうちから警戒本部長が指名する。

（警戒本部長及び警戒副本部長）

第 5 条 警戒本部長は、災害警戒本部事務を総括し、会議を主宰する。

2 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 災害警戒本部の会議は、必要に応じて警戒本部長が招集する。

（関係課の配備）

第 7 条 災害警戒活動を効果的に実施するため、警戒本部長は、関係課等を配備し、第 3 条に掲げる事項を処理させる。

(関係課等の所掌事務)

第8条 関係課等の所掌事務は、次のとおりとする。

関係課等名	所 掌 事 務
防災安全課	警戒本部全般に関すること。
地域振興課	住家及び人体等に関すること。
農林課	農業及び林業に関すること。
建設課	道路及び河川に関すること。
上下水道課	上水道及び下水道に関すること。
西根総合支所	住家及び人体等に関すること。
安代総合支所	住家、人体、林業、道路及び河川等に関すること。
教育総務課	学校及び児童等に関すること。
その他警戒本部長が必要と認める部課等	警戒本部長が指示する事項

2 関係課長等は、所掌事務の処理のため、関係職員に対する指示監督に努めなければならない。

(廃止)

第9条 本部長は、気象警報等の解除、被害情報の確認により災害警戒本部の存続の必要がないと認めるときは、これを廃止する。

(八幡平市災害対策本部との関係)

第10条 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、八幡平市災害対策本部を設置し、災害警戒本部を廃止する。

(事務局)

第11条 災害警戒本部の事務局は、防災安全課に置く。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年2月13日から施行する。

附 則（平成25年2月15日訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月6日訓令第12号）

この訓令は、八幡平市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例（平成23年八幡平市条例第19号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日訓令第8号）

この訓令は、平成27年3月27日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

○ 八幡平市防災行政用無線局管理運用規程

平成 17 年 9 月 1 日 訓令第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、八幡平市地域防災計画その他関係規定に基づき八幡平市が行う防災対策に係わる事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図り、市民の安全と福祉の増進に寄与するため設置する八幡平市防災行政無線局の管理運営について電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 法第 2 条第 4 号に規定する無線設備をいう。
- (2) 無線局 法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (3) 固定局 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下「法施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する固定局をいう。
- (4) 基地局 法施行規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する基地局をいう。
- (5) 陸上移動局 法施行規則第 4 条第 1 項第 12 号に規定する陸上移動局をいう。
- (6) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信を行う無線局をいう。
- (7) 通信所 無線局の無線設備と有線で接続される通信施設をいう。
- (8) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる屋外拡声受信設備をいう。
- (9) 固定系戸別局 固定系親局の通信の相手方となる戸別受信設備をいう。
- (10) 移動系親機 移動系無線設備及び 1 又は 2 以上の移動系子機を接続し、かつ、移動系子機の運用を統制する機能を有する遠隔制御器をいう。
- (11) 移動系子機 移動系親機と接続された遠隔制御器をいう。
- (12) 車載型移動局 車両に搭載する陸上移動局をいう。
- (13) 携帯型移動局 携帯する陸上移動局をいう。
- (14) 無線局等 無線局及び通信所をいう。
- (15) 無線従事者 法第 2 条第 6 号に規定する無線従事者をいう。

第 3 条 無線局の区分、配置等は、別表第 1 のとおりとする。

(総括管理者)

第 4 条 無線局等に、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局等の管理及び運用の業務を総括する。
- 3 総括管理者は、市長をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線局等に、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局等の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災安全課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線局等に、通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者が職員のうちから無線従事者の資格を有する者を指名する。

(管理者)

第7条 無線局等に、管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、無線局等の管理の業務を所掌する。

3 管理者は、別表第1の左欄の無線局等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線局等の運用体制に必要な員数だけ、無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

3 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線局等の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

2 無線局等に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者が行う無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を管理する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行うものとする。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備付け書類等管理)

第11条 無線従事者及び通信取扱者は、電波法等関係法令に基づき備付けを要する業務書類等を管理、保管する。

2 通信取扱責任者は、法等関係法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の確認を受けるものとする。

4 統括管理者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)を作成し、総務大臣に提出するものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

第12条 災害発生時における連絡体制は、別表第2のとおりとする。

(通信の取扱順位)

第13条 通信の取扱順位は、次のとおりとする。

(1) 第1順位 緊急を要する通信で発信人が「緊急」と指定したもの

(2) 第2順位 前号以外の通信

2 同一順位の通信相互間においては、その受付順位とする。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この順位を変更することができる。

(通信の申込)

第14条 固定系親局を使用するときは、一般通信にあつては、無線通信依頼書(様式第4号)を通信希望日の2日前までに管理者に提出しなければならない。ただし、緊急通信にあつては、口答で承認を得ることができる。

(通信)

第 15 条 通信時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 必要の都度
- (2) その他の通信 管理責任者が必要と認める場合

(通信の統制)

第 16 条 災害の発生又は発生するおそれがあると認められるとき等特別な事情が発生した場合は、あらかじめ申し込みを受けた通信及び陸上移動局の通信についても統制することができる。

(戸別受信設備の備付け)

第 17 条 市は、固定系子局において難聴地域を対象に戸別受信設備（以下「受信機」という。）を備付けることができる。

- 2 受信機の備付けを受けた者は、受信機の機能保全のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 定時及び警報等の発令、災害発生時等緊急通信に対応できるよう常に電源は入れておくこと。
 - (2) 受信機に内蔵されている非常用電源（乾電池）の点検及び交換を実施すること。
 - (3) 受信機の異常を確認したときは、速やかに管理責任者に報告すること。
- 3 受信機の備付けに係る経費は、市が負担する。

(受信機の貸与)

第 18 条 受信機は、前条第 1 項の備付け場所の所有者又は備付け場所の管理者（以下「受信者等」という。）に貸与する。

- 2 貸与する受信機は、市長が指定する場所にそれぞれ 1 台とする。

(受信機の返還)

第 19 条 受信者等は、市長が受信機設置の必要がないと認めたときは、速やかに戸別受信機返還届（様式第 5 号）により返還しなければならない。

(移譲等の禁止)

第 20 条 受信者等は、受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(受信機の損害賠償)

第 21 条 受信者等は、故意又は重大な過失によって受信機を紛失又は損傷したときは、損害賠償しなければならない。ただし、市長が損害賠償をさせることが適当でないとき、この限りでない。

(台帳の整備)

第 22 条 市長は、受信機の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(無線整備の保守点検)

第 23 条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検 毎日行う点検
- (2) 年点検 別に定めるところにより毎年 1 回以上行う点検
- 2 保守点検の責任者は、管理者とする。
- 3 保守点検は、法等関係法令に基づく電波の質等を確保することを目的としてその点検項目は、別に定めるものとする。
- 4 管理者は、点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第 24 条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、年 1 回以上定期的に通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集、伝達及び報告訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第 25 条 総括管理者は、年 1 回以上通信取扱責任者等に対して法等関係法令及びこの訓令並びに無線機の取扱等の研修を行うものとする。

(無線局を共用するものとの協定)

第 26 条 総括管理者は、無線局を共用する団体との間で防災業務の遂行に支障を及ぼさないように運用協定を締結するものとする。

附 則

この訓令は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 11 月 27 日訓令第 26 号)

この訓令は、平成 24 年 11 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日訓令第 9 号)

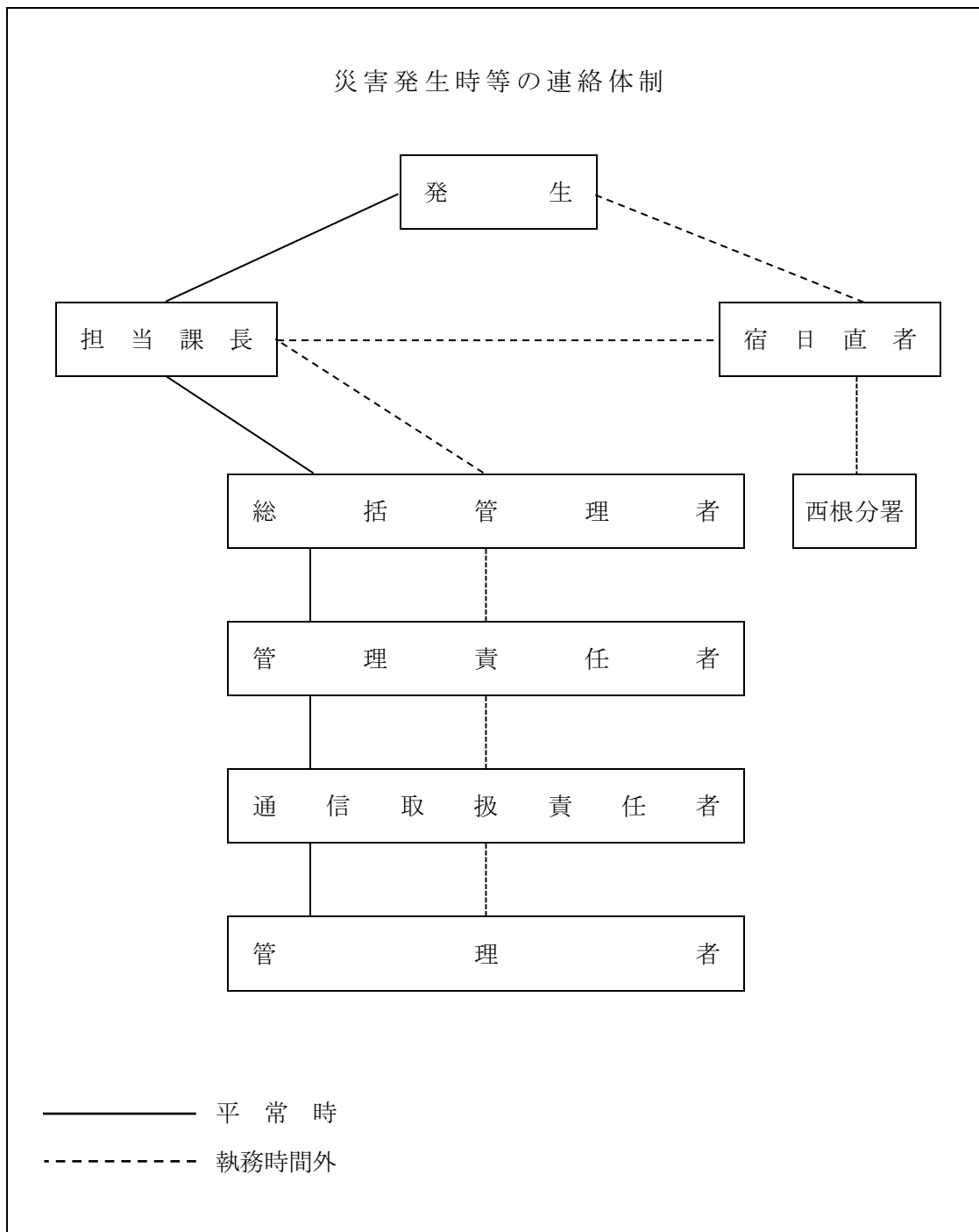
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【 例 規 編 】

別表第1（第3条、第7条関係）

無線局の区分及び配置				
区 分		設 置 場 所	管 理 者	備 考
	種 別			
固 定 局				
	固定系	親 局	八幡平市役所本庁	防災安全課長
		遠隔制御局	八幡平消防署、安代出張所、 安代総合支所	防災安全課長 八幡平消防署長
		子 局	八幡平市内	防災安全課長
	戸 別 局	八幡平市内	別 に 定 め る	
基 地 局				
	移動系	親 機	八幡平市役所本庁	防 災 安 全 課 長
		子 機	八幡平市役所本庁	関 係 課 長
陸 上 移 動 局				
	車載型	八幡平市西根、松尾地区内	関 係 課 長	
	携帯型	八幡平市西根、松尾地区内	関 係 課 長	

別表第2 (第12条関係)



【 例 規 編 】

様式第1号（第8条関係）

無 線 従 事 者 名 簿

年 月 日現在

所 属	氏 名	免 許 証 の 番 号	免 許 年 月 日	選 任 年 月 日	資 格 の 種 類

【 例 規 編 】

様式第2号（第9条関係）

無 線 業 務 日 誌

管理責任者	通信取扱責任者	通信責任者

年 月 日（ 曜日）天候

毎日点 検状況	感 度	混 信	空 電	機器の状況	特 記 事 項

固 定 系 利 用 状 況				
種 類	区 分	区域（戸別の 場合に限る）	開 始 時 刻	内 容
定時・緊急	一斉・地区・戸別		:	
定時・緊急	一斉・地区・戸別		:	
定時・緊急	一斉・地区・戸別		:	
定時・緊急	一斉・地区・戸別		:	
定時・緊急	一斉・地区・戸別		:	
通 数	定時 回	一般 回	緊急 回	計 回

移 動 系 利 用 状 況					
呼 出 名 称	通数（回）	呼 出 名 称	通数（回）	呼 出 名 称	通数（回）
通 数 合 計 (回)					

無線機器障害状況（処置の内容）	その他特記事項
<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div>	

【 例 規 編 】

様式第3号 (第11条関係)

無線従事者選(解)任届

様

※整理 番号	
-----------	--

年 月 日

届出者

住 所

氏 名

④

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

無線の種別等

呼出名称

設置場所

免許番号

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免 許 証 の 番 号	解 任 年 月 日	職 務 経 歴

【 例 規 編 】

様式第4号（第14条関係）

無 線 通 信 依 頼 書

管理者 様

管 理 者	補 佐	係 長	係	依 頼 担 当 課 長
依 頼 年 月 日	年 月 日	依 頼 担 当 者	印	
件 名				
通 信 日 時	年 月 日	定時通信 1 回目 2 回目 3 回目	その他 開始 時 分 終了 時 分	
通 信 区 域	A 一斉	B グループ	C 戸 別 (子局No.)	
通 信 文				
1 通信日の2日前までに提出してください。 2 通信文は簡潔に表現してください。 3 ※印欄は記入しないでください。		※ 処 理	通 信 号	
			担 当 者	

様式第5号（第19条関係）

戸 別 受 信 機 返 還 届

1 設置していた場所

世帯主（又は名称）

2 受信機の戸別番号

戸別No.

3 返還理由

上記について受信機を返還いたします。

年 月 日

住 所
氏 名

㊟

○ 八幡平市火入れに関する条例

平成 17 年 9 月 1 日 条例第 151 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の 7 日前までに、火入許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次に掲げる事項の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第 2 号。以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 7 日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。
ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、市長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、^{せき}堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上

(3) 前2号に定めるもののほか、市長は地条件的条件により火入従事者の3分の1を下らない範囲で減員することができる。

2 火入者は、ノコギリ、ナタ、クワ、バケツ、ヌレムシロ（これらの器具以外のものは、許可証の指示事項に器具名及び数量を記載する。）等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第 13 条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第 15 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防長への通知等)

第 16 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松尾村火入条例（昭和 59 年松尾村条例第 14 号）、松尾村火入条例施行規則（昭和 59 年松尾村規則第 4 号）又は安代町火入れに関する条例（昭和 60 年安代町条例第 13 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

【 例 規 編 】

様式第2号（第4条関係）

火 入 許 可 証

許可番号 申請者	号 様	年 月 日	八幡平市長 印
月 日に申請のあった火入れは、次のとおり許可する。			
火 入 場 所			
面 積	総面積	ha	
目 的			
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）		
火 入 責 任 者			
指 示 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 八幡平市火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定に違反しないこと。 2 森林法第22条の規定に基づき、接近している立木竹の所有者又は管理者に行う通知は、火入れをする日の2日前までに書面をもって行うこと。 3 現地との連絡体制が申請時と変わった場合は、火入れ日前に市長に届けること。 		
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林法（第21条及び第22条を除く。）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係規定に違反しないよう注意すること。 2 許可後において、状況の変化があった場合には、中止等の指示をすることがある。 		

○ 八幡平市給水車使用規程

平成 28 年 12 月 28 日 訓令第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市が所有する給水車の使用及び管理について、八幡平市公用車運行管理規則（平成 17 年八幡平市規則第 13 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第 2 条 給水車は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 災害により飲用水が不足し、給水車の出動要請があったとき。
- (2) 八幡平市以外の市町村において災害が発生し、飲用水の不足により給水作業が必要となる災害派遣を市長が認めたとき。
- (3) 八幡平市が所有する水道施設の管理上必要があるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(車両の保管等)

第 3 条 給水車の保管及び運行管理は、市長と水道事業管理者の権限を行う市長が給水車の使用に関する協定を締結し、上下水道課が行うものとする。

(給水車の運行)

第 4 条 給水車を使用しようとする者は、給水車使用承認請求票（様式第 1 号）により、あらかじめ運行管理者の承認を得なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情によりあらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。

2 運行管理者は、給水車の使用を承認したときは、給水車運転命令（運行管理記録）簿（様式第 2 号）により、運転者に運転命令をしなければならない。

(運行後の措置)

第 5 条 運転者は、給水車の運行を終えたときは、給水車の清掃、保管上必要な点検及びタンク（配管内を含む。）の水抜きを行い、速やかに給水車の鍵とともに運行管理者に引き継がなければならない。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 12 月 28 日から施行する。

【 例 規 編 】

様式第1号（第4条関係）

給水車使用承認請求票 運行管理者様	運行管理者	課長補佐	担当係長	担当係員
使用日時 年 月 日 時 分～ 時 分				
使用目的				
目的地	経由地			
請求日及び 請求者	年 月 日	課 氏名 ⑩		
運 転 者 名 氏	作 業 者 名 氏			

備考 給水車の運行は、原則として運転者及び作業者の2人態勢とすること。

【 例 規 編 】

様式第2号（第4条関係）

給水車運転命令（運行管理記録）簿

年 月 日 曜日 天候									
運行管理 者印	時 間	用 務	目的地	運 転 者	出庫入庫 の 時 刻	走 行 キ ロ 数	燃料補給	故障の有 無と整備	運 転 者 印
	時 分 ） 時 分				時 分 ） 時 分	出 発 時 帰 庁 時 走行距離			
	時 分 ） 時 分				時 分 ） 時 分	出 発 時 帰 庁 時 走行距離			

